

「ビジネスと人権に関する行動計画推進円卓会議」開催要綱（案）

令和 3 年 7 月
「ビジネスと人権に関する行動計画
の実施に係る関係府省庁連絡会議」
決 定
令和 4 年 1 月 一部改正
令和 4 年 8 月 一部改正
令和 5 年 7 月 一部改正
令和 8 年 3 月 改正

1 円卓会議の開催目的

「ビジネスと人権」に関する行動計画（改定版）（以下「行動計画」という。）の実施及び見直しに係る取組を広範な関係者が協力して推進していくため、行動計画第4章1に述べられているところに従い、関係府省庁と有識者や各界の関係者との対話の場として、「ビジネスと人権に関する行動計画推進円卓会議」（以下「円卓会議」という。）を「ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁連絡会議」（以下「関係府省庁連絡会議」という。）の下に、開催する。

2 円卓会議の内容

- (1) 政府による行動計画の実施状況の確認やビジネスと人権を取り巻く国内外における状況に係る意見交換
- (2) その他ビジネスと人権に関する取組に係る意見交換
- (3) 必要に応じ、円卓会議作業部会（以下「作業部会」という。）の開催を関係府省庁連絡会議に提案し、作業部会が立ち上げられた場合には作業部会においても議論を行う。

3 開催時期・回数

各年度に2回程度を目途として開催する。開催時期は、円卓会議の構成員（以下「構成員」という。）と調整し決定する。

4 事務局

円卓会議の開催に係る事務は、関係府省庁の協力を得て外務省において処理する（業務委嘱先に委嘱することを含む。）。

5 構成員・参考人・オブザーバー

- (1) 構成員は別添1及び2のとおりとする。
- (2) 必要に応じて、議題に関係する者を参考人又はオブザーバーとして出席させることができる。なお、必要に応じて、今後構成員を一部変更することも妨げられないものと

する。

6 円卓会議の公開等

原則として、会議資料及び議事要旨は会議開催後の適切な時期に外務省ウェブサイト上に公開する。ただし、会議資料については、公開することにより会議の円滑な実施に影響が生じるおそれがある場合には、一部を非公開とする。

(了)

(別添1)
令和8年3月現在

「ビジネスと人権に関する行動計画推進円卓会議」
構成員一覧

氏名	所属・役職
有馬 利男	一般社団法人グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン理事
岩附 由香	ビジネスと人権市民社会プラットフォーム代表幹事 認定NPO法人ACE代表
大関 洋	NPO法人日本サステナブル投資フォーラム（JSIF）会長 ニッセイアセットマネジメント株式会社代表取締役社長
大村 恵実	日本弁護士連合会 元国際人権問題委員会委員長
河野 康子	一般財団法人日本消費者協会理事
菅原 絵美	大阪経済法科大学教授
富田 望	国際労働機関（ILO）駐日代表
西澤 敬二	一般社団法人日本経済団体連合会審議員会副議長/企業行動・SDGs委員長 損害保険ジャパン株式会社顧問
広浜 泰久	中小企業家同友会全国協議会 会長
安河内 賢弘	日本労働組合総連合会 副会長

※1 敬称略。五十音順。議題等により、参加者の追加があり得る。

※2 各構成員は代理人をあらかじめ指定することができる。

※3 関係府省庁の構成員は別添2のとおり。

「ビジネスと人権に関する行動計画推進円卓会議」
関係府省庁構成員一覧

省庁名	部・局/役職
内閣府	大臣官房企画調整課長／テーマ別担当課室長
警察庁	長官官房参事官(国際担当)
金融庁	総合政策局総務課長
消費者庁	参事官(調査研究・国際担当)
こども家庭庁	長官官房参事官(総合政策担当)
デジタル庁	統括官付参事官
復興庁	総括参事官
総務省	大臣官房総務課参事官
法務省	大臣官房国際課長
★外務省	総合外交政策局参事官
外務省	総合外交政策局人権人道課長
財務省	大臣官房総合政策課政策推進室長
文部科学省	大臣官房国際課長
厚生労働省	大臣官房国際課国際企画・戦略官
農林水産省	大臣官房参事官(国際戦略グループ長)
経済産業省	通商政策局ビジネス・人権政策調整室長
国土交通省	総合政策局国際政策課長
環境省	地球環境局国際連携課長
防衛省	防衛装備庁調達管理部調達企画課長

★議長

※内閣府の窓口は、大臣官房企画調整課となる。

(了)